

平成 30 年(2018 年)6 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市情報公開審査会

会長 遠 藤 幸 太 郎

情報公開決定に係る審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 2 日付け甲総務第 39 号で諮問された事項について、下記のとおり甲賀市情報公開審査会としての意見をまとめましたので答申します。

記

第 1 審査会の結論

甲賀市長が、平成 30 年 3 月 22 日付け甲総務第 272 号で、「2 月上旬に市幹部が当時の総務部長、総務部次長、総務課長から白票の水増しについて実施した聞き取りに関する資料全て」に関する行政文書につき存在しないとした判断は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、甲賀市情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 13 日付けで、甲賀市長（以下「実施機関」という。）に対し、「2 月上旬に市幹部が当時の総務部長、総務部次長、総務課長から白票の水増しについて実施した聞き取りに関する資料全て」に関する行政文書（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対応する本件行政文書が存在しないことを確認

した。一方、本件行政文書に関連する文書（当時の総務部長、総務部次長、総務課長に対して実施した白票水増しに係る聞き取りの内容を公表するために作成した記者会見資料（報道機関への対応）をいう。以下「関連文書」という。）が存在しており、当該関連文書自体は本件請求に対応する文書そのものではないものの、関連が全く認められないものではないことから、本件請求に対応する文書に含めることとし、平成30年3月22日付けで関連文書について職員の生年月日部分について非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、条例第15条第1項の規定により、平成30年4月2日付けで、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- (1) 3人の生年月日は聞いていない。
- (2) 3人が市の聞き取りに対して何を話したのか、報道機関に対する想定問答集のようなものではなく、3人の回答を知りたい。
- (3) 市が未だに公表していない物を出して欲しい。
- (4) したがって、市幹部が当時の総務部長、総務部次長、総務課長から白票水増しについて行った聞き取り内容の公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

- (1) 本件行政文書について
本件行政文書は、市長が実施した白票水増しに関する聞き取り（以下「本件聞き取り」という。）の内容を記したとされる文書である。
- (2) 本件聞き取りについて
本件聞き取りは、市長が当時の総務部長、総務部次長及び総務課長から通報の内容について、聞き取りを行ったものである。
- (3) 本件行政文書を作成しなかった理由について
本件聞き取りでは、通報の内容が事実であるかどうかということを確認しただけであり、基本的には警察の捜査に委ねるべき内容であること、また、被聞き取り者が直ちに出席したことから、本件聞き取りの内容を記録

する必要はないと判断した。

(4) 関連文書の特定の経緯について

審査請求人が求めている本件行政文書が存在しないことから、本件聞き取りに関する関連文書がこれに準じるものであると特定した。審査請求人にこのことを伝えたところ、写しの交付を求められたため、交付した。

(5) 関連文書が条例第6条第2号に該当することについて

職員の生年月日については、個人に関する情報であって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある。

第5 審査会の判断理由

実施機関は、本件請求に対応する本件行政文書は作成していないため存在しないとする一方、関連文書を本件請求に対応する文書として特定した上で、職員の生年月日部分について非公開とする部分公開決定を行っている。審査請求人の主張としては、関連文書中の非公開部分に対する不服の申出ではなく、本件行政文書そのものの不存在に対する不服の申出であることから、本件行政文書の存否についての検討を行うこととする。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件聞き取りの内容を記したとされる文書である。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件聞き取りでは通報の内容が事実であるかどうかということを確認しただけであり、基本的には警察の捜査に委ねるべき内容であること、また、被聞き取り者が直ちに出席したことから、本件聞き取りの内容を記録する必要はないと判断したことから、本件行政文書は作成していないと説明している。

イ 一方、審査請求人は、関連文書などではなく、本件聞き取りの内容を記したとされる文書があるはずであるから、当該文書を公開するべきであるとしている。

ウ 確かに、本件聞き取りに関する事実は、重大な事実であり、これほどの事実に関する聞き取りを実施した場合において何らの文書についても作成しなかったことについては、疑問が無い訳ではない。

エ しかし、実施機関が説明するような内容（通報の内容が事実であるかどうかということを確認するだけのもの）の聞き取りにとどまるのであれば、実施機関が本件聞き取りの内容を記録する必要はないと判断したとの説明は、信頼できないものではないし、不合理なものともいえない。

オ したがって、本件行政文書について作成していないため不存在であると主張する実施機関の説明は妥当である。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 付帯意見

実施機関は、関連文書について本件処分を行っていることから、審査請求人から関連文書中の非公開部分に係る不服の申出は無いものの、本件処分の妥当性についても念のため判断する。

(1) 関連文書の一部が条例第6条第2号に該当することについて

ア 条例第6条第2号では、個人に関する情報であって公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるものを非公開情報とする一方、同号ウにおいて公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、例外として公開するとしている。

イ 職員の生年月日については、個人に関する情報であって、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。また、当該情報はその職務の遂行に係る情報でもない。

ウ したがって、関連文書のうち職員の生年月日に関する部分について、条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。